事　務　連　絡
令和２年９月 17 日

　　都道府県
各　指定都市　ひとり親家庭施策担当部局　御中
　　中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた ひとり親家庭等への支援について（その２）

平素より、ひとり親家庭等支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭等への支援については、令和２年９月 11 日付けの事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭の等への支援について」）において、改めてお示ししているところです。

同事務連絡において、「国による支援施策や各自治体における独自の支援施策をまとめて行政側からひとり親家庭等へ積極的に働きかけを行うなど取組を進めていただくよう」お願いさせていただいていたところですが、今般、各都道府県・指定都市・中核市における取組に資するべく、厚生労働省において複数の自治体に聞き取り調査を行い、各自治体におけるひとり親家庭等に対する相談支援の取組例及びひとり親家庭等への相談支援等に活用可能な国庫補助事業について、別添１のとおりとりまとめました。各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの取組を参照いただき、ひとり親家庭等の実情を把握するとともに、必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

また、別添２のとおり、ひとり親家庭等に対する支援施策をまとめたリーフレットのサンプルを作成しましたので、必要に応じてご活用いただき、積極的に働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知いただくとともに、市町村の窓口においても、必要な支援をご紹介いただくなどの対応を行っていただくよう、周知願います。

別添１

各自治体におけるひとり親家庭等に対する相談支援の取組例等

１．各自治体におけるひとり親家庭等に対する相談支援の取組例

（１）ＳＮＳを活用した情報発信（横浜市）

・　ＬＩＮＥに公式チャンネル（ひとり親サポートよこはま）を開設し、ひとり親家庭等の各種相談窓口やひとり親サロンなど各種イベントの広報啓発を実施。

（２）ひとり親家庭等のニーズに応じた夜間相談（横浜市）

・　就労等により、日中の相談に来られないひとり親家庭のニーズに応えるため、事前予約制で平日 20 時 30 分までに相談支援を実施。

（３）リーフレットの訪問配付（滋賀県）

・　ひとり親家庭等の福祉に理解と熱意を有する者等を「ひとり親家庭福祉推進員」として県知事が委嘱。
・　児童扶養手当の申請時に、「ひとり親家庭福祉推進員」による支援を紹介し、本人の希望を確認。
・　「ひとり親家庭福祉推進員」は、希望のあったひとり親家庭等に対して、年３回、家庭を訪問し、「ひとり親家庭サポート定期便（支援施策等に関するリーフレット）」を配付するとともに、家庭の状況を確認し、必要に応じて相談支援を実施。直近の 2020 年夏号では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧や相談窓口等を掲載（参考資料１参照）。

（４）ひとり親家庭等への訪問支援（名古屋市）

・　「ひとり親家庭応援専門員」を採用。
・　児童扶養手当の現況届の用紙を送付する際に、「お困りごと相談票（仕事や生活、子育てに関する悩み事を把握する調査票）」（参考資料２参照）を同封。
・　「お困りごと相談票」より相談内容を分析し、対応策を検討した上で、家庭訪問等による相談支援など必要な支援を実施。

（５）転入時や離婚時におけるリーフレットの配付（豊島区）

・　住民部門に「ひとり親家庭のサポートガイド（ひとり家庭等への支援に関するリーフレット）」（参考資料３参照）を配置し、転入されたひとり親家庭等への情報発信を実施。
・　離婚届けを受理する際に「ひとり親家庭のサポートガイド」を配付し、ひとり親家庭等になる方への情報発信を実施。

２．ひとり親家庭等への相談支援等に活用可能な国庫補助事業

（１）感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業【令和２年度第２次補正予算】

・　各種支援施策の申請手続等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンター等の開設や、通信機能を備えたタブレット端末等の購入、ＳＮＳ等を活用した相談窓口の開設費用等に活用が可能。

・　令和２年９月 11 日付け事務連絡においてお示ししたように、国による支援施策や各自治体における独自の支援施策の周知に要する費用なども補助の対象であり、別添２でサンプルをお示ししたような「ひとり親家庭等に対する支援施策をまとめたリーフレット」の作成や印刷、ひとり親家庭等への郵送に係る経費にも活用が可能。

実施主体：	都道府県、指定都市、中核市、市（特別区含む）、 福祉事務所設置町村 ※母子・父子福祉団体などの民間団体に委託することも可
補助単価：	１自治体当たり 1,000 千円
補 助 率：	国１／２、 都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村１／２

（２）ひとり親家庭等生活支援事業（相談支援事業）

・　育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行う場合等に活用が可能。
　なお、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を行うことも可能。

・　国による支援施策や各自治体における独自の支援施策の周知に要する費用なども補助の対象であり、別添２でサンプルをお示ししたような「ひとり親家庭等に対する支援施策をまとめたリーフレット」の作成や印刷、ひとり親家庭等への郵送に係る経費にも活用が可能。

実施主体：	都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区含む） ※母子・父子福祉団体などの民間団体に委託することも可
補助単価：	１自治体当たり 11,341 千円 ※出張・訪問相談等を行う場合は上記に加え、4,265 千円
補 助 率：	国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２ 国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

（３）ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

・　「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するほか、メール、ＳＮＳなどを活用したひとり親家庭等への支援施策の周知や、様々な課題について相談できる集中相談事業を実施する場合等に活用が可能。
・　国による支援施策や各自治体における独自の支援施策の周知に要する費用なども補助の対象であり、別添２でサンプルをお示ししたような「ひとり親家庭等に対する支援施策をまとめたリーフレット」の作成や印刷、ひとり親家庭等への郵送に係る経費にも活用が可能。

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、市（特別区含む）、
　　　　　福祉事務所設置町村
　　　　　※母子・父子福祉団体などの民間団体に委託することも可

補助単価：就業支援専門員の配置による相談窓口の強化
　　　　　　１か所当たり 5,000 千円（事業を実施する相談窓口設置か所数ごと）
　　　　　集中相談の実施による相談窓口の強化
　　　　　　１か所当たり 3,100 千円（事業を実施する相談窓口設置か所数ごと）

補 助 率：国１／２、
　　　　　都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村１／２

（４）母子家庭等就業・自立支援事業（広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業）

・　地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査を実施するほか、メールやＳＮＳを活用し地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施する場合に活用が可能。
・　国による支援施策や各自治体における独自の支援施策の周知に要する費用なども補助の対象であり、別添２でサンプルをお示ししたような「ひとり親家庭等に対する支援施策をまとめたリーフレット」の作成や印刷、ひとり親家庭等への郵送に係る経費にも活用が可能。

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、市（特別区含む）、
　　　　　福祉事務所設置町村
　　　　　※母子・父子福祉団体などの民間団体に委託することも可

補助単価：１センター当たり 2,200 千円

補 助 率：国１／２、
　　　　　都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村１／２

※　いずれの事業も「母子家庭等対策総合支援事業」のメニュー事業

※　母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金執行スケジュール

・令和２年 10 月２日　交付申請（変更交付申請含む。）締切
　※令和２年 11 月下旬頃に交付決定予定

・令和３年１月頃　　　変更交付申請締切
　※令和３年２月頃に変更交付決定予定

照会先：（１）・（２）関係　生活支援係　03-5253-1111（内線：4887）
　　　　（３）・（４）関係　就業支援係　03-5253-1111（内線：4888）

参考資料１

vol.37

2020.夏号

ひとり親家庭 サポートだより

CONTENTS

● 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている ひとり親家庭のみなさまへ
新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧 ……【P2】
新型コロナウイルス感染症の影響に関する相談窓口 ……【P3】
● 生活資金の緊急貸付に関するご案内 ……【P4】

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧や相談窓口等を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症対策の影響による収入減等でお困りの皆さまへ生活資金の緊急貸付に関するご案内

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による減収でお困りの皆さんへ最大20万円特例貸付があります。(2020年5月1日)
今回の貸付は、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされています。
*貸付のご相談、お申込みは、お住いの市町社協へまずはお電話ください。

①緊急小口資金（最大20万円）

対象	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少があり、緊急的に貸付を必要とする世帯
限度額	学校等の休業、個人事業主の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	据置期間終了後2年以内
貸付利子	無利子

②総合支援資金（1ヶ月最大20万円、3ヶ月〈2人以上世帯〉）

対象	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯
限度額	〈2人以上〉月20万円以内 〈単身〉月15万円以内 貸付期間：原則3ヶ月以内
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	据置期間終了後10年以内
貸付利子	無利子

県内市町社会福祉協議会 連絡先

大津市 社会福祉協議会	☎077-525-9316	高島市 社会福祉協議会	☎0740-25-5730
彦根市 社会福祉協議会	☎0749-22-2821	東近江市 社会福祉協議会	☎0748-24-2940
長浜市 社会福祉協議会	☎0749-62-1804	米原市 社会福祉協議会	☎0749-54-3105
近江八幡市 社会福祉協議会	☎0748-31-2677	日野町 社会福祉協議会	☎0748-52-1219
草津市 社会福祉協議会	☎077-562-0084	竜王町 社会福祉協議会	☎0748-58-1475
守山市 社会福祉協議会	☎077-583-2923	愛荘町 社会福祉協議会	☎0749-42-7170
栗東市 社会福祉協議会	☎077-554-6105	豊郷町 社会福祉協議会	☎0749-35-8060
甲賀市 社会福祉協議会	☎0748-62-8085	甲良町 社会福祉協議会	☎0749-38-4667
野洲市 社会福祉協議会	☎077-589-4683	多賀町 社会福祉協議会	☎0749-48-8127
湖南市 社会福祉協議会	☎0748-72-4102		

滋賀県社会福祉協議会
☎077-567-3920
http://www.shigashakyo.jp/

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
☎0120-46-1999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

ひとり親家庭 サポートだより
第37号 令和2年6月発行

■編集・発行
滋賀県健康医療福祉部
子ども・青少年局
tel.077-528-3554
fax.077-528-4854
E-mail:em00@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている
ひとり親家庭のみなさまへ

休業、無給、減給などによる生活への不安などでお困りのみなさまを支援する様々な制度があります。詳細については、各問合わせ先にお問い合わせください。(2020年5月1日現在)

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

区分	対象	制度	内容		問合わせ先
給付金等	すべてのみなさまに	特別定額給付金	一人当たり 10万円	基準日(4月27日)において住民基本台帳に記載されている方は、一人当たり10万円の給付対象となります。	各市町
給付金等	子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給します。(原則申し込み不要)	各市町
給付金等	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80%補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。	各労働基準監督署(大津・彦根・東近江)
給付金等	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の傷病手当の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。		各市町
給付金等	大学等の学費などの支援	授業料等の減免・給付型奨学金の支給	住民税非課税世帯および準ずる世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により学費等の支援が必要となった場合に、授業料等の減免・給付型奨学金の支給の対象となる場合があります。		各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
貸付	休業・失業等で生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 主に休業された方等向け	20万円以内	据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後2年以内	各市町社会福祉協議会
貸付	休業・失業等で生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内	据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後10年以内	各市町社会福祉協議会
貸付	大学等の学費などの貸付	授業料等の貸与型奨学金の貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し学費等の支援が必要となった場合に、貸与型奨学金の貸付の対象となる場合があります。		日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301
住居	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給	離職、自営業の廃止、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、経済的に困窮し住居を失うおそれが生じている方に対して、一定期間、家賃相当の給付金を支給します。		市にお住いの方 各市福祉事務所 町にお住いの方 各健康福祉事務所
住居	住むところがなくなった	県営住宅での一時的な受け入れ	解雇等により住居の退去を余儀なくされた方を対象に、県営住宅の空き住戸を活用した、一時的な提供を行います。		県庁 土木交通部住宅課 公営住宅管理係 ☎077-528-4234
猶予	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難である場合には、無担保かつ延滞金なしで、1年間、納税を猶予できる場合があります。		各県税事務所
猶予	介護保険料が払えない	介護保険料の減免や納付の猶予	世帯の主たる生計維持者の収入減少など一定の要件に該当する方は、介護保険料の免税や納付の猶予が適用する場合があります。		各市町
猶予	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除や納付の猶予	失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行なっている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。		各市町
猶予	貸付金等の返済が今は厳しい	県貸付金・奨学金の償還等の猶予	各種資金の償還等の猶予についてはそれぞれの担当課またはコールセンターにお問い合わせください。 ●母子父子寡婦福祉資金貸付金		各市・各健康福祉事務所
猶予	公共料金の支払いに関する相談	公共料金等の支払いが猶予される場合があります	●NHK受信料 大津放送局 ☎077-521-3083 ●上下水道料金 各市町 ●電気・ガス料金 電気・ガスの契約をされている小売電気事業者・ガス小売事業者 ●固定電話・携帯電話 契約をされている電気通信事業者		

新型コロナウイルス感染症の影響に関する相談窓口

区分	窓口	担当	電話	受付時間
休業要請等に関すること	緊急事態措置コールセンター	県庁 防災危機管理センター内	☎077-528-1344	平日・祝日 9:00~17:00
発熱等の症状が持続しているとき【受診に関すること】	帰国者・接触者相談センター	滋賀県相談窓口	☎077-528-3621	平日・土日祝日 24時間
発熱等の症状が持続しているとき【受診に関すること】	帰国者・接触者相談センター	大津市保健所(大津市にお住いの方)	☎077-526-5411 ☎080-2409-1856	平日・土日祝日 8:40~20:00 夜間 20:00~8:40
発熱等の症状が持続しているとき【受診に関すること】	帰国者・接触者相談センター	しが外国人相談センター	☎077-523-5646	平日 10:00~17:00
新型コロナウイルス感染症に関すること	一般電話相談窓口	滋賀県相談窓口	☎077-528-3637	平日・土日祝日 8:30~17:15
新型コロナウイルス感染症に関すること	一般電話相談窓口	大津市保健所(大津市にお住いの方)	☎077-522-7228	平日 8:40~17:25
くらしや福祉に関すること	ひとり親家庭福祉に関すること	県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室	☎077-528-3554	平日 8:30~17:15
くらしや福祉に関すること	ひとり親家庭福祉に関すること	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	☎077-526-8801	平日、第1・3土曜日9:00~17:00
くらしや福祉に関すること	障害者施策に関すること	県庁 障害福祉課	☎077-528-3541	平日 8:30~17:15
くらしや福祉に関すること	子どもを守る虐待ホットライン	中央子ども家庭相談センター	☎077-562-8996	24時間 365日
くらしや福祉に関すること	児童相談所虐待対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター(中央・彦根・大津・高島)	189	24時間 365日
くらしや福祉に関すること	DVに関すること	DV相談ナビ	☎0570-0-55210(ここにでんわ)	
くらしや福祉に関すること	DVに関すること	DV相談+(プラス)	☎0120-279-889(つなぐはやく)	24時間 365日
くらしや福祉に関すること	DVに関すること	中央子ども家庭相談センター(女性専用)	☎077-564-7867	平日・土日祝日 8:30~22:00
くらしや福祉に関すること	DVに関すること	彦根子ども家庭相談センター(女性専用)	☎0749-24-3741	平日 8:30~17:15
くらしや福祉に関すること	DVに関すること	県立男女共同参画センター	☎0748-37-8739	火・水・金~日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30
くらしや福祉に関すること	いじめ、虐待など子どもや親の不安に関すること	子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)	☎077-524-2030	9:00~21:00(12/29~1/3除く)
くらしや福祉に関すること	いじめ、虐待など子どもや親の不安に関すること	子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)	☎0120-0-78310	24時間子どもSOSダイヤル
経営や雇用に関すること	県内事業者向け相談窓口	県庁 中小企業支援課	☎077-528-3730	平日 8:30~17:15
経営や雇用に関すること	労働相談窓口	滋賀労働局総合労働相談コーナー	☎077-522-6648	平日 8:30~17:15
経営や雇用に関すること	労働相談窓口	滋賀県労働相談所	☎0120-967-164 ☎077-511-1402	平日 10:00~17:00 (12:30~13:30除く)
経営や雇用に関すること	労働相談窓口	県庁 労働雇用政策課	☎080-1514-0051	平日 8:30~17:15

こどもと親の悩み相談

自分のこと、家族のこと、友達のこと、学校のこと、いじめのこと

LINE相談(滋賀県こどもと親の悩み相談)

■令和2年7月1日~令和2年7月16日
■毎日 9:00~21:00

ひとり親家庭等の生活相談等に関すること

社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会

☎077-522-2951 平日9:00~17:00
のぞみ会はLINE公式アカウントをはじめました。
各種情報を配信しています。

参考資料２

ひとり親家庭の方へ

お困りごと相談票

仕事や子育て、生活等でのお困り事はありませんか？

区役所・支所には、あなたが困っていることや悩みを一緒に考え、解決するために様々な相談員がいます。どんな些細なことでも構いません。まずは、相談員とお話してみませんか？ 必要に応じて、他の相談窓口等と協力することもできます。

あなたのお困りごとや相談したいことを教えてください。

この相談票は、同封の現況届とともに区役所・支所へ提出してください。

なお、相談票に書かれた内容は、児童扶養手当などの支給決定の資料としては使用しません。
秘密は厳守します。

★次の中で困っていること、相談したいことはありますか？
該当するすべての項目の（　　）内に、○をつけてください（複数回答可）。
特にお困りごとがない方は、Ｑ４の「２ 希望しない」に○をつけてください。

Ｑ１　仕事・収入に関すること

（　　）１　仕事を探したい
（　　）２　仕事をしなければと思っているが、探す気力が起きない
（　　）３　現在仕事をしているが、もっと良い条件で働きたい
（　　）４　職場の人間関係に悩んでいる
（　　）５　資格を取得したいと考えている
（　　）６　その他（具体的にお書きください）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ２　健康や生活に関すること

（　　）１　体調がよくない
（　　）２　精神的に不安定な時がある
（　　）３　家事等に手が回らない
（　　）４　家族関係で困っている
（　　）５　住居で困っている
（　　）６　家計の見直しをしたい
（　　）７　養育費の取得に困っている
（　　）８　借金の返済に困っている
（　　）９　言葉やコミュニケーションに困っている
（　　）10　その他（具体的にお書きください）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Q３　子どもに関すること

（　　）１　子育てに不安がある
（　　）２　子育てに負担を感じている
（　　）３　子どもに持病・障がいがあり不安に感じている
（　　）４　学校の勉強についていけない
（　　）５　学校に行きたがらない
（　　）６　引きこもりがちである
（　　）７　親子の会話があまりなく、子どもの気持ちがわからない
（　　）８　子どもの将来に不安を感じている
（　　）９　進学費用に困っている
（　　）10　その他（具体的にお書きください）
［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

Q4　区役所・支所では、あなたのお困りごとや悩みごとについて、解決に向けて一緒に何かできないか、と考えています。相談員との相談を希望されますか。

（　　）１　希望する
（　　）２　希望しない（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　）
※既に他機関へ相談している方は相談先を教えてください。
（相談先：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

≪連絡先を記入してください≫

ふりがな	
名　　　前	
電 話 番 号	
仕事のお昼休みなど電話に出やすい時間 （平日　午前１０時～午後４時）	月・火・水・木・金・いつでも可 ：　　～　　：

※お答えいただいた内容によっては、ご希望の有無にかかわらず、区役所・支所から連絡する場合がありますので、ご了承ください。
※ご相談の内容によって、児童扶養手当関係の情報等の閲覧や関係機関へ照会をさせていただくことがあります。

区役所・支所記入欄（※何も書かないでください）
（証書番号：　　　　　　　　　　　）

参考資料３

ひとり親家庭のサポートガイド

豊島区

お母さん、お父さん、
あなたとお子さんを応援します。

豊島区 子ども家庭部 子育て支援課

優遇制度

児童扶養手当受給中の方

JR通勤定期乗車券の割引	JR通勤定期乗車券が3割引きで購入できます。
都営交通無料乗車券の交付	都電・都バス・都営地下鉄・東京都日暮里舎人ライナーの無料乗車券を交付します。 お問合せ 子育て支援課児童給付グループ ☎03-3981-1417
水道料金の免除	基本料金の一部が免除になります。 お問合せ 水道局豊島営業所 ☎03-5958-5870
粗大ごみの収集手数料の免除	家具・家電製品（家電リサイクル対象品目を除く）、粗大ごみの収集手数料が免除になります。 お問合せ 豊島清掃事務所 ☎03-3984-9681
区立自転車駐車場等の利用料免除	区立自転車駐車場（定期利用、当日利用 ※コイン式を除く）及び登録制自転車置場の利用料（定期利用）が免除になります。 お問合せ 土木管理課駐車場管理グループ ☎03-3981-4847
親子ふれあい助成	親子でお出かけした（宿泊施設の利用や観劇、レクリエーションなどに参加した）際にかかった費用の一部を助成します。 お問合せ 豊島区民社会福祉協議会 ☎03-3984-9375

税金関係

所得控除（寡婦控除・寡夫控除）	一定の要件にあてはまる場合に、申告より、所得税・住民税の課税対象となる所得金額から一定額を差し引くことができます。 お問合せ 給与所得のみの方は、給与支払者へ その他の方は、確定申告の際にお申し出ください。
住民税の非課税	寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方 お問合せ 税務課課税第一グループ ☎03-4566-2354 課税第二グループ ☎03-4566-2355 課税調整グループ ☎03-4566-2353
利子等の非課税	寡婦年金の受給者、遺族基礎年金を受給する妻等が受け取る一定の貯金の利子等は、非課税になります。 お問合せ 銀行、ゆうちょ銀行・郵便局、証券会社等

新しい一歩のために

相談の窓口

ひとり親家庭相談	母子・父子家庭の方、または、これからひとり親になる方の子育てや仕事など生活全般について、母子・父子自立支援員が相談に応じます。
女性相談	女性の日常生活全般、配偶者からの暴力に関することについて婦人相談員が相談に応じます。
家庭相談	家庭内の問題、離婚後の養育費、面会交流等の相談に家庭相談員が応じます。予約制です。 お問合せ 子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ ☎03-3981-2119
育児相談・児童相談	育児相談、子どもの日常生活や発達に関する相談に応じます。家庭支援センターでは訪問相談もできます。 お問合せ 子育てインフォメーション ☎03-4566-2487 子ども家庭支援センター（東部） ☎03-5980-5275 （西部） ☎03-5966-3131
育児相談・心の相談	育児全般（予防接種や子どもの健康に関すること）、保護者の健康相談及びこころの相談に保健師等が応じます。 お問合せ 池袋保健所 ☎03-3987-4174 長崎健康相談所 ☎03-3957-1191

まずはこちらにご相談ください。

豊島区 子ども家庭部 子育て支援課
ひとり親家庭支援センター
豊島区役所本庁舎4階

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
☎03-3981-2119

メール相談はこちら

https://www.city.toshima.lg.jp/kosodate/kosodate/hitorioya/mailsoudan.html

自立に向けて応援しています

各種手当や助成、給付金、貸付けについて

手当

児童手当・特例給付	15歳に達した最初の3月末までの児童を養育している方に支給されます。
児童扶養手当	18歳に達した最初の3月末までの児童(中程度以上の障害を有する児童は20歳未満まで)を監護している母子・父子家庭の方、もしくは父母以外で児童を養育する方に手当が支給されます。ただし、所得制限等の受給要件があります。
児童育成手当	18歳に達した最初の3月末までの児童を扶養している、母子・父子家庭の方等に手当が支給されます。ただし、所得制限等の受給要件があります。
特別児童扶養手当	精神・知的・身体障害などが一定程度以上で、20歳未満の児童を養育する方に手当が支給されます。 お問合せ 子育て支援課児童給付グループ ☎03-3981-1417

自立支援

ひとり親家庭自立支援 教育訓練給付金	仕事に就く際に必要な教育訓練を受講した場合にその経費の一部を支給します。事前にご相談ください。
ひとり親家庭 高等職業訓練給付金	安定した仕事に就くための国家資格を取得する際、養成機関等で1年以上修業する場合、一定期間給付金を支給します。
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	母子・父子家庭の母・父または子が、高卒認定試験の合格を目指すために、講座を受講する費用を最大全額負担します。事前にご相談ください。
ひとり親家庭自立支援 プログラム策定事業	個々の生活状況に合わせ、自立に必要なプログラムを策定し、ハローワークと連携して就業を支援します。 お問合せ 子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ ☎03-3981-2119

貸付

東京都 母子及び父子福祉資金	都内に6か月以上在住し、20歳未満のお子さんを扶養している母子・父子家庭の方を対象に、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金をお貸しする制度です。 お問合せ 子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ ☎03-3981-2119
生活福祉資金	所得が少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し具体的な利用目的がある場合、生活の安定等を図ることを目的に資金をお貸しする制度です。 お問合せ 豊島区民社会福祉協議会総務課 ☎03-6388-0055

医療費について

医療費助成制度

ひとり親家庭等 医療費助成事業	母子・父子家庭の方が医療機関で保険診療を受けたときに支払う自己負担金の全部または一部を助成する制度です。 ※ただし、所得やお子さんの年齢制限があります。 お問合せ 子育て支援課児童給付グループ ☎03-3981-1417

一緒にお子さんを支えましょう

お子さんの教育費について

就学援助制度

義務教育就学援助	ご家庭の事情に応じて学用品費等、義務教育にかかる経費の補助を行っています。 お問合せ 学務課学事係 ☎03-3981-1174
高等学校等就学支援金	都内の私立高等学校等に通う生徒の経済的負担を軽減するための国の制度です。就学支援金は在学する学校に交付され、支給方法は学校により異なります。 お問合せ 在学中または入学を希望する私立高等学校 東京都私学就学支援金センター ☎03-5206-7814
私立高校等授業料軽減助成金	私立高校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的として授業料の一部を軽減する制度です。 お問合せ 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 ☎03-5206-7925

就学に関する貸付

受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生を対象に学習塾などの費用や受験費用について貸付を行います。利用にあたっては一定の要件があります。 ※受験後、要件に該当する場合は返済が免除されます。 お問合せ 豊島区民社会福祉協議会総務課 ☎03-6388-0055
東京都育英資金貸付事業	高校、高等専門学校、専修学校に在学する方のうち、勉学の意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に無利子で奨学金をお貸しする制度です。 お問合せ 在学する学校、(公財)東京都私学財団育英資金課 ☎03-5206-7929
日本学生支援機構奨学金	高等専門学校、専修学校、短大、大学、大学院に在学する方のうち経済的理由により修学が困難な優れた学生に対し、奨学金が貸与されます。 お問合せ 在学採用：進学先の学校 予約採用：進学前の学校

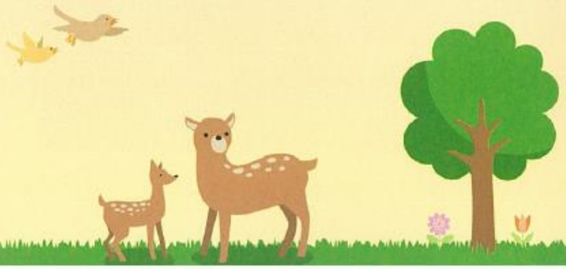

豊島区はあなたに寄り添いつづけます

くらしについて

減…減免制度があります

保育

子育て訪問相談事業	訪問相談員がご自宅へおうかがいし、子育ての相談に応じます。
一時保育 減	ご家庭で育児をされている方が、通院・PTA・仕事・リフレッシュなど、お子さんを預けて用事を済ませたい時、お子さんを1時間単位でお預かりし、保育する制度です。 お問合せ 子ども家庭支援センター(東部) ☎03-5980-5275 (西部) ☎03-5966-3131 ※保育園の一時保育は各施設にお問合せ下さい。
ファミリー・サポート・センター事業 減	子育ての「手助けが必要な方(利用会員)」と「手助けができる方(援助会員)」が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティア活動です。会員登録が必要です。 お問合せ 子育て支援課ファミリーサポートセンター事務局 ☎03-3981-2146
育児支援ヘルパー事業 減	母子・父子家庭になった直後の方や保護者の一時的な体調不良等により手助けが必要な時に家事・育児の援助を行います。
子どもショートステイ 減	保護者が疾病等でやむをえず児童を養育することが困難になった場合、保護者に代わって施設や区内協力家庭において一時的に養育します。 お問合せ 子ども家庭支援センター(東部) ☎03-5980-5275 (西部) ☎03-5966-3131

住まい

母子生活支援施設	母子家庭で児童(18歳未満)の養育をしながら、自立に向けた生活の支援を行う施設です。 お問合せ 子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ ☎03-3981-2119
子育てファミリー世帯への家賃助成制度	区内の民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、家賃の一部を一定期間助成します。
豊島区高齢者等入居支援事業	保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難となっているひとり親家庭等の方の入居を支援します。保証料を自己負担することで、保証人のかわりに民間保証会社の家賃等債務保証を受けることができます。 お問合せ 住宅課住宅相談グループ ☎03-3981-2683
住宅支援事業	住まいをお探しのひとり親家庭を対象に、NPO法人が運営(豊島区居住支援協議会が応援)する区内の賃貸住宅をご紹介します。 お問合せ 住宅課施策推進グループ ☎03-3981-2655

別添２

ひとり親家庭等に対する支援施策をまとめたリーフレット（サンプル）

令和２年９月 11 日付けの事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭の等への支援について」）において、厚生労働省のホームページにおいて公開しているリーフレット（生活を支えるための支援のご案内）を改めて周知させていただいていたところですが、今般、別紙のとおり、ひとり親家庭への相談窓口や、ひとり親家庭等の困りごとの内容に応じた活用可能な支援策、問い合わせ先等を簡潔にまとめたリーフレットのサンプルを作成しました。

サンプルは、国による支援施策をまとめたものになっています。これに地域ごとに電話番号などの追記をいただくとともに、各自治体における独自の支援施策で活用があれば併せて追記をしていただくなど、地域の状況に応じたカスタマイズをしていただいたうえで活用いただくことを想定しています。

別添１の１でお示ししているとおり、リーフレットは窓口に備え付けて配布するのみならず、ひとり親家庭等へ郵送又は訪問配布する、ホームページやＳＮＳを活用して情報発信するなど、様々な方策が考えられます。また、別添１の２でお示ししているとおり、こうした取組を実施するに当たって活用可能な国庫補助事業も用意されています。これらを活用いただき、ひとり親家庭等へ積極的に働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの

ひとり親家庭の皆さまへ

- 相談できる人がいない・・
- ひとりでは家事や子育てに手が回らない・・
- 家計が大変！経済的支援があれば・・
- 就職したい！資格を取りたい！

このような **お悩み** ありませんか？

ひとり親家庭全般に関する相談窓口はこちら

○○市○○○○課
○○市役所○階（開庁時間　平日○時～○時）

電話・メール相談も受け付けています

TEL：00-0000-0000（受付時間　平日○時～○時）
FAX：00-0000-0000
E-mail：aaaaa@bbbbb.jp

フロアマップ

お困りごとの内容に応じた相談窓口はこちら

子育てやＤＶの悩み	児童相談所	子育ての悩み、虐待の相談などについて、お電話でご相談を受け付けます。	0570-783-189
	①　DV相談ナビ ②　DV相談＋（プラス）	DVの悩みに、相談員が親身に対応します。 ①　最寄りの窓口 ②　24時間の電話相談（SNS・メールも対応）	①0570-0-55210 ※10/1以降は#8008 ②0120-279-889
心の健康	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。	0120-279-338
	SNS等による相談	LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話を通じてお悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000
	精神保健福祉センター	保健師・精神保健福祉士などの専門職が、面接やお電話などで、心の健康に関するお悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000
しごと	ハローワーク	仕事をお探しの方はお近くの①ハローワークや②マザーズハローワークにご相談ください。求人情報はハローワークインターネットサービスでも探すことができます。	①00-0000-0000 ②00-0000-0000
	特別労働相談窓口	解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応しています。	00-0000-0000

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの

ひとり親家庭の皆さまへ

ひとり親家庭の皆さまにご活用いただける支援の一覧

給付金	**ひとり親家庭の方**	**低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金**	【基本給付】 ■ 1世帯当たり **5**万円 ■ 第2子以降、1人につき **3**万円	①児童扶養手当受給者 ※振込済 ②年金受給のひとり親 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となったひとり親	都道府県 市町村
			【追加給付】 ■ 1世帯当たり **5**万円	基本給付を受給した①、②の対象者のうち、収入が減少した方 ※自己申告 ※添付書類不要	都道府県 市町村
貸付	**生活資金でお悩みの方**	**緊急小口資金**	最大**20**万円	**当座の生活**のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 ■ 据置期間：１年以内 ■ 返済期間：２年以内 ※償還免除の特例あり	各市町村社会福祉協議会
		総合支援資金	最大**20**万円×**3**か月	**生活再建まで**の一定期間の生活費が必要な方 ■ 据置期間：１年以内 ■ 返済期間：10年以内 ※償還免除の特例あり	各市町村社会福祉協議会
住まい	**家賃でお悩みの方**	**住居確保給付金**	家賃相当額	休業などに伴う収入減により、離職などと同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方	市町村
	住居でお悩みの方	**公営住宅**	ひとり親世帯は公営住宅の優先入居の対象世帯です。		市町村
		母子生活支援施設	生活に困窮する母子家庭に住まいを提供する施設です。		都道府県 市町村
しごと	**休業した労働者の方**	**傷病手当金**	標準報酬月額（直近12か月平均）の1/30×2/3	健康保険等の被保険者であって、療養のため働くことができない方 ※国民健康保険の被保険者も、市町村によっては支給される場合あり	協会けんぽ・健康保険組合 ※市町村
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	休業前賃金の**80%**	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者の方	コールセンター 0120-221-276
	企業の方	**小学校休業等対応助成金**	賃金相当額	小学校などの臨時休業などにより仕事を休まざるをえなくなった労働者の方に、有給休暇を取得させた場合 ※子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする方には、「**小学校休業等対応支援金**」を支給	コールセンター 0120-60-3999
		雇用調整助成金	休業手当などの最大**10/10**の助成率	労働者の方に休業手当などを支払う場合	
猶予など	**いまは、納税や支払いが難しい方**	**税・国民健康保険料などの免除・猶予**	収入が減少した方は、税や国民健康保険料などの免除や猶予が認められることがあります。		国税局 都道府県 市町村
		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減少した方は、国民年金保険料の免除申請ができます。		市町村 年金事務所
		公共料金の支払いの猶予	■ 上下水道：市町村 ■ 電気・ガス・電話料金：契約されている事業者 ■ NHK受信料：○○放送局 00-0000-0000		